

グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の車両で、下記①から③に該当する場合には、税額が軽減されます。これは、環境負荷の小さいものにグリーン化特例（軽課）が適用されるためです。

<軽自動車等軽課税額表>（令和 2 年度）

	区分	【軽課税額】		
		①	②	③
四輪	乗用・自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	乗用・営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物・自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	貨物・営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円

①電気・天然ガス軽自動車

②令和 2 年度燃費基準+30%達成の乗用車及び平成 27 年度燃費基準+35%達成の貨物車

③令和 2 年度燃費基準+10%達成の乗用車及び平成 27 年度燃費基準+15%達成の貨物車

※ガソリン・ハイブリッド車については、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

※①～③の基準については、**自動車検査証の備考欄**を確認して下さい。